

## 第144回 統計委員会 議事録

1 日 時 令和元年12月20日（金）14:00～15:15

2 場 所 総務省第2庁舎 7階 大会議室

3 出席者

【委員】

北村 行伸（委員長）、岩下 真理、川崎 茂、神田 玲子、清原 慶子、佐藤 香、  
白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、野呂 順一

【臨時委員】

宇南山 卓、成田 礼子

【幹事等】

内閣府大臣官房企画調整課長、総務省統計局長、総務省政策統括官（統計基準担当）、  
財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課課  
長補佐、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）、農林水産省大臣官  
房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省大臣  
官房政策立案総括審議官

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統  
計局統計調査部長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

長屋総務審議官、岩佐大臣官房審議官、小森大臣官房審議官  
統計委員会担当室：櫻川室長、栗原次長、鈴木次長、柴沼次長  
政策統括官（統計基準担当）：横田政策統括官、山田統計企画管理官、  
上田参事官

4 議 事

- （1）諮問第134号の答申「商業動態統計調査の変更について」
- （2）諮問第136号「医療施設調査の変更について」
- （3）諮問第137号「患者調査の変更について」
- （4）諮問第138号「建築着工統計調査の変更について」
- （5）部会の審議状況について
- （6）統計委員会専門委員の発令等について
- （7）毎月勤労統計調査について
- （8）各府省（統計関係）における令和元年台風第十九号等による災害等への対応状  
況について

## 5 議事録

○北村委員長 定刻となりましたので、ただ今から第144回統計委員会を開催いたします。

本日は、椿委員、嶋崎委員、宮川委員が御欠席です。

それでは議事に入る前に、本日の議題等、用意されている資料について、事務局から簡単に説明をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容の説明と併せて確認させていただきます。

本日は、答申が1件、諮問が3件、部会報告が1件、委員会運営に関する案件が1件、その他の案件が2件です。まず諮問第134号の答申「商業動態統計調査変更について」が資料1。諮問第136号「医療施設調査の変更について」が資料2-1及び2-2。諮問第137号「患者調査の変更について」が資料3-1及び3-2。諮問第138号「建築着工統計調査の変更について」が資料4-1及び4-2。部会の審議状況についてが資料5。統計委員会専門委員の発令等についてが資料6-1及び6-2。毎月勤労統計調査についてが資料7。各府省（統計関係）における令和元年台風第19号等による災害等への対応状況についてが資料8です。

議事の説明と資料の確認は以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。ただ今事務局から説明があったとおり、本日は答申、諮問、部会報告及び専門委員の発令のほか、毎月勤労統計調査、各府省における令和元年台風第19号等による災害等への対応についてを議題としたいと思います。

それでは、最初の議事に入ります。諮問第134号の答申「商業動態統計調査の変更について」の答申案についてです。野呂部会長代理から御説明をお願いいたします。

○野呂委員 それでは、商業動態統計調査の答申案につきまして、今日は椿部会長が御欠席ですので、代理で私から報告したいと思います。

商業動態統計調査の変更につきましては、先月11月の統計委員会に諮問されて以降、計2回の部会審議を経まして、今般、答申案を取りまとめました。本日は、資料1を用いて、今回の答申案のポイントを簡潔に御報告したいと思います。なお、部会審議の詳細につきましては、資料1の参考1にある部会議事概要を御参照いただければと思います。

それでは、資料1を御覧ください。

今回の答申案の構成は、1ページ、「1 本調査計画の変更」で、今回の変更の概要や適否等を整理しております。次に、2ページの6行目辺りになりますが、「2 統計委員会諮問第129号の答申（令和元年6月27日付け統計委第4号）における「今後の課題」への対応状況等について」で、本調査の今後の検討課題を指摘するという、このような2部構成になっております。

それでは、答申案の1ページ目に戻りまして、「1 本調査計画の変更」から御説明します。

まず、答申案の1ページ目の「(1) 承認の適否」につきましては、今回の変更を承認して差し支えないといたしました。

その具体的な評価や指摘内容等につきましては、1 ページ中ほどの「(2) 理由等」に整理しております。

最初に、「ア 報告者数と母集団情報の変更について」につきましては、1 ページ目の下から 8 行目に当たりますが、「これらの変更については」以降にありますとおり、最新の母集団情報を使用するとともに、郵送・オンライン調査への変更も加味した上で、結果精度の確保に必要な報告数としていることから、適当と整理しております。

続きまして、答申案の 1 ページ目の下 5 行目の、「イ POS データ等を用いた報告の追加」につきましては、次の 2 ページ目になりますが、一番上の行から始まりまして、「これらについては」以降にありますとおり、報告義務者が保有する情報を活用することで報告者負担の軽減に資することから、適当と整理しております。

また、同じ 2 ページ目の 3 行目の「なお」以降にありますとおり、POS データ等から調査票情報に組み替えた結果が報告義務者の回答すべき内容になっているかどうかの確認作業につきましては、組替集計作業の見直しを行った際等に適時実施することが必要である、としております。

次に、2 ページ目のその下の「2 統計委員会諮問第 129 号の答申（令和元年 6 月 27 日付け統計委第 4 号）における「今後の課題」への対応状況等について」について御説明します。

この表 2 にありますとおり、前回答申における今後の課題は御覧のとおり、(1) から (5) の 5 項目がありましたが、このうちの (3) 報告者数の再計算につきましては、ただ今御説明しましたとおり、適当と整理しております。

残りの 4 項目の今後の課題につきましては、令和 2 年 3 月分調査以降に実施する、新たな調査計画に基づく本調査の実施後の検討が必要であることから、引き続きの課題として、検討していくことと整理しております。

答申案についての説明は以上ですが、この答申案には記載されておきませんが、部会の審議におきまして出された意見を 4 つほど紹介したいと思います。

1 つはリンク係数を用いた断層処理の方法について、一般ユーザーに一層分かりやすい形で御説明いただきたいという点です。2 点目は、この商業動態統計調査に限ったことではありませんが、母集団情報の違いによる非標本誤差が出ないように、今後は事業所母集団データベースを、事業所企業の統計調査の共通の母集団情報として用いることを考えてもらいたいということです。3 点目は、POS の活用につきましては、今回の取組はこれからへの第一歩であります。今後、家電業界以外の他の業種への展開等も考えた場合は、例えば報告義務は誰に課されるかなどの点についても検討が必要ではないかという点です。最後、4 点目は、POS データの活用が進めば、調査事項につきまして、更に生活実態なども踏まえて、見直しの検討もすることが考えられると。以上の 4 点です。

最後になりますが、商業動態統計調査は、来年度から、民間事業者の活用範囲の拡大や、報告者負担の軽減に向けた POS データの活用など、大きな見直しが予定されておりますことから、調査が円滑に行われますよう、調査実施者には十分な準備をお願いしたいとまとめております。

以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。ただ今の御説明について、御質問あるいは御意見ございますか。よろしいですか。

これは、今年の6月に答申があったもので、それほど時間を置いていないのですが、数字を変える必要があったので、審議していただいたわけです。ただ今、野呂部会長代理から報告がありましたとおり、6月の答申内容を踏まえた対応であり、部会で審議の結果、適当と結論を得たことについては、私も妥当なものとして支持したいと思います。

また、今回の変更によりPOSデータの活用について新たな取組が行われるということです。経済産業省はこの取組を着実に進めるとともに、更にビッグデータの活用が広がるよう、引き続き検討をお願いしたいと思います。

また、今後、他の統計調査に参考となるようなことがございましたら、統計委員会に積極的に情報提供をお願いしたいと思います。

なお、商業動態統計調査については、本年6月の答申から6か月ほどしか経ておらず、その際に付した今後の課題の多くは、これから検討することです。引き続き、経済産業省におかれましては、学識経験者の知見等も活用しながら、検討を進めていただくようお願いいたします。

それでは、答申についてお諮りします。商業動態統計調査の変更についての本委員会の答申は、資料1の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○北村委員長 それでは答申案のとおりといたします。どうもありがとうございました。サービス統計・企業統計部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会での審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移ります。「諮問第136号 医療施設調査の変更について」及び「諮問第137号 患者調査の変更について」につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○山崎総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 総務省政策統括官室でございます。今般、資料2-2及び3-2のとおり、医療施設調査及び患者調査の変更につきまして申請がありましたので、その承認の適否を検討するに当たり、本委員会の御意見を求めさせていただきます。

資料は2-1及び3-1に基づいて、両調査の諮問の概要について説明させていただきます。

まず、資料2-1の1ページの医療施設調査の概要を御覧ください。

この調査は、医療施設の開設・廃止等に係る情報を把握する「動態調査」と、全ての医療施設の詳細な実態を把握する「静態調査」から構成されています。動態調査は毎月、開設・廃止等の申請に基づいて、都道府県知事又は保健所を設置する市・特別区の長が調査票に記入する方式により実施され、また、静態調査は3年周期で、医療施設の管理者が自ら調査票に記入する方式により実施されております。

次の2ページ目は、この調査の利活用状況です。本調査の結果は、医療法に基づき、都

道府県が作成する医療計画の改定、また、診療報酬改定の検討の基礎資料として活用されているほか、この後に説明いたします患者調査など、他の統計調査の母集団情報としても活用されています。

続きまして、3ページ目からは、今回の変更の内容となります。

今回の変更は、先ほど説明した2種類の調査のうち、主として、静態調査に係るものとなっております。

まず、調査事項の変更ですが、健康増進法の一部を改正する法律の施行により、医療施設等の敷地内では原則禁煙とされたことを踏まえた、受動喫煙対策の状況を把握する選択肢の変更、医療法施行規則の一部を改正する省令の施行により、医療機関における医療放射線安全管理の責任者を把握する項目の追加、また、次の4ページでは、公認心理師法の施行に伴い、公認心理師を職種区分として追加する計画です。

続きまして、5ページ目からは、行政ニーズ等を踏まえた調査事項の変更です。

1つ目は、行政記録情報の活用により、科目別の医師数を把握する調査事項の削除、2つ目は、無痛分娩に関する診療体制の構築の検討に資するため、帝王切開を除く無痛分娩の実施件数、そして、続く6ページでは、特に高齢者の健康維持の観点から、病院及び歯科診療所における口腔関連サービスの提供状況の実態を把握するため、歯科訪問診療の受け入れの有無などを把握する調査事項の追加等の変更を行う計画です。

変更の2点目は、7ページになりますが、これまで各都道府県等が個々に設定していた、報告者から保健所への調査票の提出期限を統一し、調査計画に明記するとともに、都道府県から厚生労働省への報告期限を変更する計画です。また、この報告期限の変更を踏まえ、調査結果については、2段階に分けて公表する計画です。

変更の概要は以上です。

8ページは、前回、平成29年2月の答申における今後の課題への対応状況です。オンライン調査の更なる利用改善に向けた取組についての報告となっております。

医療施設調査については以上でございますが、資料3-1の方で、患者調査の変更に係る内容について、引き続き説明いたします。

こちらまず、パワーポイントの1ページ目になりますが、患者調査の概要です。

先ほどの医療施設調査が、医療サービスを提供する側に関する調査であるのに対し、患者調査の方は、医療施設を利用する患者の傷病の状況等に係る情報を把握することを目的として、3年周期で、医療施設の管理者が自ら調査票に記入する方式により実施されております。

2ページ目は、この調査の利活用状況です。先ほど資料2-1で触れました、医療計画の中で定めることとされている二次医療圏、こちらは一般の入院に係る医療を提供することが相当とされる地域的単位のことを指し、おおむね広域市町村を指しております。こちらの二次医療圏の設定基準ですとか、診療報酬改定における入院医療の評価体系の見直しなどの検討の基礎資料として活用されております。

3ページ目からが、今回の変更の内容となります。

まず、報告者の選定方法につきましては、高度な医療の提供や医療技術の開発などを行

う特定機能病院につきまして、新たに500床未満の病院も承認されたという実績を踏まえ、今回、新たに病床数に基づく報告者の選定区分を変更する計画です。

また、次の調査事項につきましては、高齢者に対し、居住地域において、住居から医療、生活支援までを包括的に行うケアシステムの一環として、介護保険法の改正により、「介護医療院」が創設されたことを踏まえ、選択肢を追加する計画です。

続きまして、変更の2点目、4ページになりますが、先ほどの医療施設調査と同様、これまで各都道府県において個々に設定されていた、報告者から保健所への調査票の提出期限を調査計画に明記するよう変更し、また、調査結果を2段階に分けて公表する計画です。

こちらの変更の概要は、以上です。

続く5ページは、こちらにも医療施設調査と同様、前回、平成29年2月の答申における今後の課題への対応状況で、オンライン調査の更なる利用改善に向けた取組についての報告となっております。

6ページでは、現時点において想定される患者調査の確認のポイント、論点をまとめております。

1点目は、制度改正等に伴う調査事項の変更が、行政ニーズの変化等を勘案した適切な内容となっているか。2点目につきましては、調査票の提出期限の統一に伴う報告時期の変更が適切なものとなっているか。また、3点目につきましては、報告時期の変更を踏まえた、調査結果の2段階公表が適切なものであるかなどの観点から、御審議いただきたいと考えております。

事務局からの説明は、以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。本件は、人口・社会統計部会に付託し、詳細については、同部会で審議していただくこととしますが、ここで特段の御質問、あるいは、御意見はございますか。

野呂委員。

○野呂委員 資料3-1の患者調査につきましては、非常に利用させていただいている、私どもにとっては重要な統計です。今回の調査項目の変更は、それほど大きくはないと思いますので、報告者の負担についても、大きな変更ではないと思うのですが、精度を上げるために、あるいは、国際疾病分類に対応するために、選択肢が細くなるに従って、なかなか報告者が回答しきれずに、「その他」を選択する者が増え、項目によっては「その他」が多くて、統計データとしては非常に使いにくい表もございます。患者調査につきましては、項目が詳細化しましても、「その他」があまり増えないよう、丁寧な対応をしていただくと、利用者としては助かると思います。

○北村委員長 どうぞ、清原委員。

○清原委員 ありがとうございます。野呂委員と関連するかもしれないですが、患者調査について申し上げます。今回、介護保険法の改正によって、介護医療院を選択肢の中に追加したということで、これは制度の変更に伴う妥当だと思うのですが、一方で、いわゆる地域包括ケアシステムの中で、「在宅医療・介護の連携」というものも地域では進んでいます。すなわち、医療機関に入院するのではなくて、在宅で訪問医療・訪問看護を受けると

いうサービスが浸透しつつあり、そうした在宅医療・介護をしている際の突発的な病状悪化、あるいは家族の病気など、そのようなときのために、後方支援として病院と協定書を交わしているケースもあります。

したがって、先ほど選択肢の「その他」の話もありましたが、自治体の在宅医療・介護連携の相談窓口からというようなもの、あるいは、個人の紹介もあるでしょうし、今後、選択肢の「その他」というのは、在宅医療・介護の連携や、あるいは地域包括ケアシステムの中で、医療の在り方が変わってくる中で、多様化してくるかもしれません。そこで、今回、選択肢の「その他」に少し注目していただいて、自由記入がいいか、あるいは更なる選択肢を追加する必要があるか等、近年、介護保険制度の改正などにより、状況が変わっておりますので、今回の患者調査の変更が、大変、現場を反映するものになるかもしれないと思ひ、その点についても御検討いただければという意見です。よろしくお願ひします。

**○北村委員長** ありがとうございます。ほかにございますか。

神田委員。

**○神田委員** 非常に2つの調査は重要な調査だと思っております。行政の中では、かなり使われている統計だと思っておりますが、一般の研究者も含めて、このような貴重な調査を活用しやすいような環境があつてよいと思っております。

最近、公立病院などの公的病院の統廃合に関して色々な議論が出ていますが、患者調査と医療施設調査をつなげることで、病院経営に関する状況がかなり見えてくると思っております。一般の民間部門でも、もっと統計を活用、分析してもらうような形での提供を、何か考えておられたら、教えていただきたいと思っております。

以上です。

**○北村委員長** ほかにありますか。

それでは、調査実施者の方から何か、今の御意見について、回答はありますか。

**○渡厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室室長** データの提供につきましては、あくまでもこれは統計法に則っておりますので、統計法に則った申請があれば、提供しておりますというところと、医療施設調査などにつきましては、自治体の方には、必要なものを例年提供しております。

**○北村委員長** よろしいですか。神田委員、今の回答で。

**○神田委員** すみません、存じ上げず恐縮ですが、個票でも分析できるような形式での提供も対応されているのでしょうか。

**○渡厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室室長** あくまで統計法上の手続を採っていただける方が、その手続に則っていただければ、個票の提供もしております。

**○北村委員長** 今、各委員から意見があつた点については、部会の審議の中で十分検討していただきたいと思ひます。

医療施設調査及び患者調査については、医療行政施策上、最も基礎となる統計調査であると思ひます。今回の変更については、調査事項の変更が主なようですが、部会審議では、変更内容が医療を取り巻く状況変化への対応や、利活用の観点から見て、必要かつ適切な

ものになっているかどうか、確認をお願いいたします。

両調査については、一斉点検において、恒常的に公表が遅延していることが報告されております。今回の変更計画では、2段階の公表を導入し、一部の集計表のみを第1報として公表することで、1年以内の公表の実現を図るという計画のようですが、第1報として公表する集計事項の妥当性に加え、集計業務の効率化等を図ることにより、全体の集計結果の公表時期を更に早期化する余地などについても、審議していただければと思います。津谷部会長、よろしくをお願いいたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。諮問第138号「建築着工統計調査の変更について」の諮問についてです。

まず、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

**○上田総務省政策統括官付参事官** 総務省政策統括官室です。今般、国土交通大臣から、建築着工統計調査の変更申請がありましたので、委員会に諮問させていただきます。

表紙から1ページおめくりください。建築着工統計調査の概要を、まず紹介致します。

調査の目的は、全国における建築物の建設の着工動向を明らかにして、建築及び住宅に関する基礎資料を得ることを目的として実施されています。

調査事項の欄を御覧ください。調査は、建築物着工統計調査、住宅着工統計調査、3番目の補正調査、これら3つから構成されており、資料にあるとおりの情報を調べています。

調査の選定方法・数ですが、①の建築物着工統計調査、②住宅着工統計調査は全数調査で、届け出がなされたものを全て集計するという事になっています。③の補正調査は、標本調査により、回収数で5,000件を確保しています。

調査方法・組織ですが、①の建築物着工統計調査と②の住宅着工統計調査は、届け出の内容を都道府県が転記する形で、郵送・オンラインの形式をとっています。一方、③の補正調査は、抽出された建築物が完成した際に、職員による聞き取り調査を行っています。

一番右下の周期の欄を御覧ください。①と②は毎月実施し、③の補正調査は1年の周期の調査となっています。ここだけ押さえていただければと思います。

1ページおめくりいただきまして、今般の諮問の範囲について、簡単に説明いたします。

まず、下の欄で恐縮ですが、③の補正調査につきましては、今般、全面的に見直しを行った諮問となっております。それから①と②についても、一部集計事項を見直すという諮問をさせていただいています。

1ページおめくりいただきまして、実はこの建築着工統計調査の見直しにつきましては、随分長い経緯を経て、この諮問に至っていると理解しています。本当に簡単な、シンプルなポイントだけお伝えしますと、まず総務省と統計研究研修所の力を借りまして、幾つかの検討させていただいた経緯の後に、まず基本計画において、補正調査は、標本設計の変更、それから名称の見直し等が指摘され、この見直しにより精度向上を図るという指摘が、基本計画でなされています。

また、平成30年度後半に行われました、統計委員会の横断的課題検討部会の精度向上ワーキングにおいて、総務省統計研究研修所の知慮を得て提案された補正調査の標本設計の見直し案などが審議されまして、結論としては、その改善の方向性を実現できるように検

討を進めることが必要とされています。それから2021年1月に完成する建築物から、見直し後の標本設計に基づき抽出された対象に切り替えて調査を開始することが必要ということで、再来年の1月から調査を開始することが提案されています。

1ページおめくりいただきまして、スライド番号4を御覧ください。個別の変更点について説明いたします。

平成30年度後半に、統計委員会精度向上ワーキングで審議された範囲、これはその時に表にまとめられた結果、この表そのものを実現するように、提案がなされています。

この表の、統計委員会として御審議いただいている点として、回収数を5,000件にすることは、見直しも提言いただいているのですが、実際の調査対象数については、その検討を、今後の検討を踏まえてという整理をされていましたので、今般、1万件を調査することが出ていますので、その確認が必要と考えています。

1ページおめくりいただきまして、スライド番号5ページ目を御覧ください。

まず名称ですが、補正調査の名称として、「建築工事費調査」に変更する申請がなされています。この名称も統計委員会で御審議されておりませんので、御審議をお願いします。

更に、補正調査の調査方法を、都道府県による実地調査から、民間事業者を活用した郵送・オンライン調査に変更する計画となっています。この点については、従来、都道府県ごとに一定の建築物を抽出する方法だったものを改めまして、精度向上のために、大規模建築物を手厚く抽出する方法に改めるため、結果として大都市に標本が集中することになることから、職員による調査から、郵送・オンライン調査に改めるものという理解をしています。

1ページおめくりいただいて、スライド番号6を御覧ください。

補正調査の調査事項については、統計委員会での提言を踏まえ、工事実施額の内訳である主体工事実施額、及び建築設備工事費実施額を廃止するとともに、着工日及び工事の完了日を追加することとしています。

それから集計事項について、補正調査の全面的な見直しに伴いまして、工事実施床面積と工事実施額を、構造別と工事費予定額階級別に集計するよう見直しを行うとともに、統計委員会の提言を踏まえまして、都道府県別の標本設計を取りやめることに伴って、都道府県別の集計を廃止することとしています。

1ページおめくりいただきまして、スライド番号7を御覧ください。

補正調査については、試験調査での検証に基づき、公表期日を翌年4月から翌年9月に後ろ倒しすることとしています。

また、建築物着工統計調査、住宅着工統計調査の点検検証の結果も踏まえて、東京都区部及び政令市別の集計を計画から削除する計画です。この辺も、利活用の面から御審議をお願いします。

このように、今回の変更申請は、補正調査を中心に全面変更を行う計画となっています。

最後に8ページを御覧ください。論点についてです。

今回の変更の大半は、これまでの統計委員会の議論を踏まえたものとなっていますが、1つ目、調査の意向について、適切かつ円滑に行うための対応状況の確認。2つ目、調査

対象数についての確認。3番目、補正調査の公表時期が5か月後ろ倒しになるけれども、その利活用面からの確認。それから、一部の集計表をなくすことについての利活用面の確認が、論点として必要と考えており、部会の場で審議していただくことが必要と考えています。

以上で、諮問の概要説明を終わります。

○北村委員長 ありがとうございます。本件は産業統計部会に付託し、詳細については同部会で審議していただくこととしますが、ここで特段の御質問、あるいは御意見はございますか。

野呂委員。

○野呂委員 些細なことなのですが、5ページの上の②の名称のところですが、今も補正調査ですので、また建築工事費調査ということで「調査」がついております。大分前ですが、「統計」と付けるか「調査」と付けるかについては、何かルールを整理して、名前を変えるたびに順次入替えていこうという話の中で、調査する作業を「調査」といい、その結果を「統計」という名前にしようかとの話だった気がしますので、「調査」でもいいのではないかと思うのですが、その辺の名前のルールに準じているかどうかは、もう一度検討してもいいかなと思いました。

○上田総務省政策統括官付参事官 この調査は、統計としては建築着工統計という基幹統計名が1つでして、その下に調査が3つぶら下がっている状態になっています。それぞれ1つずつ、調査の名前が付いていまして、その1つが、従来、「補正調査」でした。調査の名前ですので、今回、「建築工事費調査」ということで、少し提案をさせていただいていると御理解いただければと存じます。

○北村委員長 ほかに何か御意見ありますでしょうか。

それでは、建築着工統計調査の変更についてですが、主に補正調査の見直しについて、これまで統計委員会でも審議してきたことを踏まえて、調査計画に盛り込んだものとなっています。

このため、これまで統計委員会での審議内容が調査計画に適切に反映され、補正調査の改善に資するものとなっているかを中心に、部会で確認をお願いいたします。川崎部会長、よろしく願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。

次の議事は、部会の審議状況についてです。産業統計部会において審議している作物統計調査の審議状況について、川崎部会長から、御報告をお願いいたします。

○川崎委員 報告申し上げます。資料5を御覧ください。

資料5に、作物統計調査の産業統計部会における審議状況の概要を記載しています。11月29日に第1回の審議を行い、それから、一昨日、12月18日に第2回の審議を行いました。第2回から時間があまりにも短いため、ここには第1回の審議状況のみを整理しています。

それから、その後ろに第1回の議事概要を付けています。今日は、この資料に沿って報告し、第2回の審議状況については、記載されておりませんので、口頭で補いながら報告いたします。

まず、この表は、左側が変更内容で、右側がその審議の状況です。

1 (1) の一番目の丸ですが、水稻に関する作況調査の標本筆数の削減という、標本の縮小が変更としてございます。これにつきましては、第1回の審議の際に、基本的に、その目標精度に対して、高い結果精度が実現できているところについては、そこまでの標本筆数が不要でないとして、縮減するということでしたが、第1回の審議の際に、実際の縮減による精度上の問題が生じないか、特にこの調査は、作柄概況調査、それから予想収穫量調査及び収穫量調査という3種類の調査によって構成されていますので、この変更部分が、作況調査以外の調査にも影響してくるのではないかと、縮減による精度上の影響が生じないか、バックデータの提出を求めました。

これにつきましては、一昨日の部会におきまして提示いただいた資料で確認いたしましたので、特段問題がないと認められましたので、適当と整理させていただきました。

それから、同じ(1)の2番目の丸の荒茶工場の抽出方法の明記です。これにつきましては、荒茶工場の標本抽出の方法が調査計画上に明記されていなかったため、これをはっきりと規定するように変更するということです。

これらは、調査方法自体には変更はありませんが、第1回の部会で、特に調査結果への影響の大きい大規模工場、あるいは未回収となった工場について、どのようなデータ補正を行っているのか、その未回答についての特徴や、その処理の方法について確認を求めました。

これは、一昨日の第2回部会で、農林水産省から回答をいただき、審議しまして、おおむね適当と整理したところです。ただ、欠測値の補正などの推計方法については、統計利用者にとって非常に重要な情報であることから、適切に情報提供を行っていただくよう、求めることとしています。

また、今回の課題としましては、地域によって回収率に随分差がありまして、特に、調査結果への影響が大きい大規模な階層で、一部の県で非常に回収率が低いというものもありましたので、そういったところを重点的に回収率の向上方策を検討していただきたいと指摘する考えです。

次に、1の(2)ですが、報告を求める事項の変更のうち、1つ目の丸の「玄米選別形態」を把握する調査事項についてです。これは細かな調査が難しいものなのですが、調査対象に回答を求めるというよりも、地方農政局等の職員や統計調査員が、お米の選別をしながら、それを計測したデータを調査票にどう記入するかという問題です。

したがって、調査対象者の負担ではなくて、調査事務処理をどうするかという問題です。その選択肢の中に、やや分かりにくいものがありまして、「その他」「不明」というよく似たものをどう取り扱うか、これ自体が疑義を提起するのではないかと、疑問もあり、その辺りを確認いたしました。

その結果、第2回の部会では、農林水産省からは「その他」と「不明」の選択肢は統合し、選択肢の表記を見やすく改善するという修正案が提示され、了承したところです。

それから、同じくこの2番目の丸ですが、これは調査項目の追加ということですが、3つほどありますが、栽植密度に関する項目として、「1平方メートル当たりの換算率」、それ

から、刈り取り調査に関する事項として、品位検査（等級確認）による玄米の「等級」の項目の追加、それから、③の刈り取り調査に関する調査項目として、「再選別後の段別重量測定」の項目を追加するという事です。

これにつきましては、第1回部会では、項目の追加についての必要性自体に異論はありませんでしたが、調査票上のほとんどの項目は、その項目自体を集計・公表するのではなくて、むしろ、その後算出されます10アール当たりの収穫量を算出するための基礎として利用するという御説明がありました。したがって、大事なのは、そのプロセスで、どういう計測をして、その結果がどこにどう反映されるか、計算の方法など処理の方法を明確にすることをお願いしました。

この点につきましては、2回目の部会において、農林水産省から回答をいただき、具体的に御説明いただいておりますが、その内容で了承しておりますが、この情報自体が、こういったプロセスで計算されるかは、統計利用者にとっても重要な情報であり、適切に情報提供していただくよう、求めることとしています。

次に、(3)に進ませていただきますが、これは報告を求めるために用いる方法等の変更です。

1つ目の丸ですが、これは、これまで郵送調査のほかに、政府統計共同利用システムを利用したオンライン調査の方法が採られておりましたが、今回、これに加えて、新たに電子メールによる調査も可能とする変更です。

これにつきましては、1回目の部会で、回答方法の選択肢が増えることは、利便性の向上となり良いものの、現在のオンライン回答率が非常に低く、4%となっており、電子メールによる提出方法を追加しても、基本的には、政府統計共同利用システムによる回答者が電子メールに切り替わるだけではないか、オンライン回答率自体は改善されないのではないかといった疑問もあり、この辺りを整理・検証するよう、お願いしたところです。

これにつきましては、農林水産省から、基本的に、オンラインは引き続き政府統計共同利用システムによる回答の推進を図るとし、これが難しい場合には、電子メールによる提出方法も案内するという事で、大きく、それが流れてしまって、結局は回答率の向上につながらないことのないよう配慮したいという御回答をいただいております。

いずれにしても、これは回答方法の選択肢が増える訳ですので、利便性が向上することは間違いないので、その点は評価できるかと思えます。ただ、その分、事務的に少し煩雑になる恐れがあるので、その点は、農林水産省の中でまた工夫して対応していただくことが必要ということですが。

ここまでは、まずは第1回の部会からの疑問に対して回答いただいたことですが、この後の(3)の2番目の丸からは、一昨日の第2回部会で審議いたしました。

まず、最初に、水稻の作柄概況調査の調査方法の変更ですが、これまで遅場地帯においては、草丈の長短とか茎の数の多少といったものを実測調査で行っていたのですが、これを廃止しまして、降水量や気温などの気象データですとか、あるいは、地表温度、日射量といった人工衛星のデータなどを基に、早場地帯と同様に、稲の予想収量が平年と比べて多いか少ないかを予測した、「作柄の良否」を公表するように変更するものです。

これらの早場と遅場の2つの地域を合わせて結果を公表するということですので、これは統計利用者の利便性に資するものであるということで、おおむね適当と整理しております。ただ、同じ「作柄の良否」でも、実測調査を行って得られる早場地帯と、実測調査を行わずに気象データとか人工衛星データだけで計測する遅場地帯では、調査の予測のプロセスが違うので、あるいは若干の結果への影響もあるかもしれないということで、このような情報を確実に統計利用者に提供していくことを求めることといたしました。

これは、前回の統計委員会でも、御質問やコメントが確かあったかと思いますが、人工衛星とかドローンなどの技術が色々進歩していて、例えば、ドローンを使ってみるという方法もあるのではないかと、という御意見もありました。

この辺りも少し議論してみたところ、今回は、農林水産省は、人工衛星と気象データを使うということなのですが、これは、実は予測のデータであるということで、測定値プラス、モデル式が大事になってきます。ドローンについては、かなり広がりつつあるのですが、まだコストがかなり高いので、調査に適用していくのには、やや難しさがある。また、これを基に、全国あるいは都道府県別の推計を行うのには、まだ色々技術開発が必要であろうということで、少なくとも、今回は採用できないとの結論を得ております。

しかしながら、今後、このような技術は進んでまいりますので、技術の進歩の状況を踏まえながら、当該技術の活用による調査実施の効率化の取組を求めていくこととしております。

なお、ここは、余談になりますが、この調査全体に言えることなのですが、調査対象者に回答を求める情報というよりも、作物の状況などを計測して、それを基に統計としてまとめるという、やや特殊な方法の統計です。ですから、その意味では、他の統計調査とは同列に論じにくいところがあるかなと考えております。

いずれにしても、これは実測プラス、モデル式での推計なので、その辺りを丁寧に情報提供していただくことが大事だろうとしており、その辺りを整理しております。

次の(4)に進みます。これは麦類及び大豆の収穫量調査、並びにそば及び花きの作付面積調査及び収穫量調査の結果の公表期日の変更です。これは、公表期日を大体1か月半から2か月程度後ろ倒しする変更となっております。

これは、制度上の変更に合わせての変更になりますので、変更自体は、おおむね適当と整理いたしました。

ただ、今回、公表時期を遅らせるように変更することに伴い、従来行っていた速報を廃止して、確報として公表する作物と、速報と確報、従前どおり2段階で公表する作物があるということが、審議において明らかになりました。このため、公表時期の後ろ倒しだけではなく、速報の廃止と申しますか、速報と確報を統合するような変更もありますので、その辺りのことがきちんと調査計画上で明らかになるように修正を求めることにいたしました。

最後に一番下の欄の2ですが、これは統計委員会の答申及び公的統計の基本計画に関する課題への対応状況についてです。

これにつきましては、一部の作物を除きまして、作付面積調査と収穫量調査におきまし

て、一定の周期により、全都道府県を調査対象とする全国調査を行っておりますが、その中間年におきましては、作付面積の大きい上位都道府県を対象とした、いわゆる主産県調査というものを行っております。この主産県調査年においては、全国値を一定の過程に基づく推定により算出してございまして、完全な調査というよりも推定の結果となっております。

これについて、全国調査の実施間隔の拡大が平成29年産調査から行われており、この点につきまして、統計委員会の答申及び基本計画では、主産県調査年における推定値の精度向上の観点から、全国値の推定方法の検証と検討を課題として指摘してございました。

これを踏まえ、農林水産省で順次、検証・検討を進めている段階であり、この部会におきまして、これまでの検証状況の確認を行いました。これにつきましては、現時点で検証を終えていない作物があるため、今後の検討状況についても、引き続き注視していくといたしました。

最後に、今後の予定を申し上げます。既に部会審議を終えてございまして、全体としましては、承認して差し支えない方向と考えております。今後、この審議結果を踏まえ、答申案を取りまとめ、また、もし本委員会で御意見等ありましたら、それも考慮した上で、書面審議も活用しながら、次回の1月の統計委員会において、答申案をお諮りしたいと考えております。

報告は以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。ただ今の報告について、何か御質問はございますか。

白塚委員、どうぞ。

○白塚委員 すみません、素朴な質問なのですが、先ほどの作柄のところ、人工衛星とか気象データとかを使って予測するモデル式を作ると御説明がありましたが、これはパネルデータで、県別の時系列があると思うので、推計式をきちんと作って検証を行っているのでしょうか。それとも、そういうことはなされておらず、単にいくつかの説明要因を、仮想的なパラメータで集計しているだけなのでしょうか。

○川崎委員 農林水産省からお答えいただいた方がよいとは思いますが、かなり丁寧に、ずっと過去のデータを追いかけた上でモデル式を作っており、一時点で作ったものではありませんので、当然のことですが、健全なモデルであろうと判断しました。その点について、もし補足があればしていただけたらと思います。

○北村委員長 農林水産省から、いかがですか。

○大西農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ありがとうございます。今、川崎部会長がおっしゃったように、我々も新しい指標を導入するに当たりまして、2年間ほど研究調査を進めてまいりました。過去のデータと、衛星気象データから予測した値について、それほど誤差がないという検証結果を得た上で導入することとしているところです。

○白塚委員 過去のデータの検証とは、具体的に何をされているのか、今伺いできますか。

○川崎委員 もしよろしければ、これはかなりテクニカルな細かい部分にもなりますので、

後でまた個別に御説明いただくということでいかがでしょうか。その辺りを丁寧に見ていただくと、また、良いところ、あるいは、まだ今後の改善の余地があるところなども見えるかもしれませんが、そういうことかと思えます。

○北村委員長 分かりました。それでは、後で説明してください。お願いします。

他に何か御質問ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは取りまとめたいと思います。ただ今、御報告がありました水稻に係る標本筆数の削減については、前回の統計委員会で発言しましたとおり、結果精度への影響の観点から、丁寧に御審議いただき、特段の問題は生じないことを確認していただいたようですので、その結果については賛同したいと思います。

また、荒茶工場の抽出方法等の明記については、統計利用者が本調査結果を正しく理解し、利用する上で極めて重要な情報となるものであることから、遺漏なく適切に情報提供していただくようお願いいたします。

更に、口頭で御説明がありましたように、気象データや人工衛星データを活用した新たな作柄予測手法の導入については、これまでの実測調査を廃止し、人工衛星データを用いて、従来の育成予測から作柄予測の公表へ変更を行うという、調査方法の変更、推計方法の変更、集計事項の変更という3つの変更を伴うものとなっており、新しい調査技術の導入は、画期的なことであるとは思いますが、同時に、基幹統計として公表するものであるため、当然のことながら、相応の精度確保、そして、従来の調査方法、あるいは推計方法、データとの差異について、丁寧な説明が求められます。

農林水産省におかれましては、調査結果について丁寧な検証を行うとともに、統計利用者に誤解や混乱が生じないように、必要かつ適切な対応を図っていただくことを強くお願いいたします。

次回の統計委員会では、答申案について御報告いただくということですので、引き続き答申案の取りまとめについて、よろしくお願いいたします。川崎部会長、よろしくお願いいたします。

では、次に移りたいと思います。資料6-1にあるとおり、専門委員について、本日12月20日付で1名が任命されております。

統計委員会令第2条第2項の規定により、部会に属すべき専門委員は委員長が指名するとされておりますので、専門委員の所属を資料6-2のとおり、示させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移りたいと思います。毎月勤労統計調査の遡及推計作業の進捗状況についてです。

それでは、厚生労働省から御説明をお願いいたします。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） 厚生労働省です。資料は7になります。毎月勤労統計調査について、遡及推計の現状の報告いたします。よろしくお願いいたします。

資料7、2ページですが、これは前回報告したものとなりまして、現在、遡及推計の作業を進めている中で、平成16年1～12月分の調査票につきまして、平成5年改定の産業分

類は付いているのですけれども、14年改定の産業分類が付いていないため、それを付与する必要のあるというところです。原則としましては、17年以降に調査票が出された部分についてはそのものを付け、それが無い場合には、産業分類の新旧対照表を使って付けます。ただし、(3)にございますが、一意的に対応しない場合には、一定の推計の下で格付をすると報告させていただき、そのものが、少し飛びますが、4ページとなります。幾つか複数の対応になりますが、数が多いと推測される黄色の箇所には格付をすると報告させていただきました。

その際に、前回の統計委員会で椿委員から、例えば郵便局などは、個票に戻ったところで確認する必要があるのではないかという御示唆もいただきました。そこをもう少し、どの程度ぶれがあるかの確認も今回させていただきました。

まず、その確認作業をどのように行ったかにつきましては、各個票の集計を、今回は、従来公表していたものが、復元が適切にできていませんでしたので、適切な復元をすることですが、あえて前回と同じ集計をした場合に、この格付で、既に公表しているものと一致するかどうかの確認をいたしました。

その結果、やはり少しずれが出ておりましたので、個票ベースにおいて、個票の確認、付け替えを、できる範囲で行ないました。

その報告が、前に戻って恐縮ですが、3ページのところです。

今回実施した作業は、まず(5)、17年以降の産業分類を付けたことによって、その産業分類が少し数字がずれたものも見受けられましたので、その修正をおこなうものです。その際に、「ただし」以降に記載しておりますが、値が近くなるのではなく、付け替えることによって、単位集計区分の数字が、従来の公表値と完全に一致する、すなわちこれを入替えることによって、従来どおりになる場合にのみ、修正をいたします。これは、近くなるという場合、正確にそうであったということではありませんので、少し恣意性がかかる可能性があります。ですので、完全に一致の場合に限定した修正をいたしました。その結果、前ページの(1)については11事業所、それから、(3)については7事業所について、付け替えをすることにより、完全一致部分が増えたということです。それは(6)に記載させていただいておりますが、(5)の付け替えをやって、従来の値との比較を行ったというものです。

その結果、産業大分類で言いますと、(5)の付け替え前は最大0.2%程度の賃金額の差がありましたが、付け替え後は、最大0.02%程度まで縮小させることができました。指数作成産業につきましては、(5)の付け替え前は最大0.7%程度の差があったのですが、それを付け替え後は最大0.1%程度まで縮小させることができました。

4ページを見ていただきたいのですが、具体的には4ページの表の右から2つ目のところが、一定の推計をしないとイケない事業所数です。一番上の欄、一番左側にF319とあり、この分類の産業は、その事業所数が4ありました。原則に従いますと、黄色のF309に格付けることとなります。ここにつきましては、全てをF309に置くと、修正後の事業所数と記載してありますが、誤差が出ませんでしたので、真ん中の緑で塗って箇所は、きれいにおさまることとなります。

それから、樁委員から御指摘のあった郵便局も、転記できない事業所数は84ありましたが、全て郵便局に付けることによって、誤差はなくなりましたので、信書送達業はこの中にはなかったということになります。

ちなみにHのところは、緑に塗っておりません。これは、ほかの産業で一致しない部分があるため、緑にはなっていないということです。ですので、これは原則どおり黄色に格付けることで問題なかったのですが、実は問題が出て、格付ける必要が出てきたのは、まず下から3つ目のJ682ですが、転記できない事業所数は8ありました。この8事業所を、真ん中の黄色のQ839が一番多いのでここに格付けるのが適切ではないかと前回は提案させていただきました。しかし、8事業所について一つ一つ確認し、データを入替えたりして集計して、計算した結果、この一番右にございますように、K652に1事業所、Q839に5事業所、それからQ849に2事業所分散させることによって、単位集計産業欄のK及びQ84、それぞれぴったり合ったということです。

QSも、5事業所とすることが適切だと思われるのですが、ほかの関係で緑にはなっていないということです。

その下欄のL743の写真業につきましても、転記できない事業所数14を、10事業所と4事業所に置き換えることによって、きれいに一致を見たということです。

残念ながらそれ以外の大きい分類については、一番最下欄のL869ですと60事業所については、色々な組み合わせがあることもあって、完全に一致は見えていないのですが、先ほど申しましたように、ずれといいますか、誤差自身はかなり小さくなりましたので、ある程度、誤差を抑えた付け替え作業はできたのかな、と考えております。可能な範囲で、更に縮小作業はしたいと思いますが、遡及推計は急ぐ必要もございますので、この程度の誤差になったことを報告させていただいた上で、遡及作業を進めていきたいと考えております。

以上が、現在の作業状況の報告でございます。

**○北村委員長** ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明について何か御質問、御意見ありますでしょうか。

よろしいですか。それでは取りまとめたいと思います。

現在は、今、御説明のあったように、遡及結果に最も影響を与える平成16年の推計値を試算しているとのことでした。先月の報告内容を見ますと、今月の報告内容が、先月からかなり差が縮小して、精度が上がっているということを私は確認しております。厚生労働省においては、昨年末の不適切事案発生から丸1年たつことを踏まえ、早急に推計方法を確定して、1日も早い統計再公表を目指していただきたいと思います。

また、少し先の話になりますが、来年1月分の調査からローテーションサンプリングが本格的に実施され、事業所規模30～499人の対象事業所のうち、継続サンプルの割合が現在2分の1から3分の2に高まります。統計の公表後にはローテーションサンプリングの影響等についても検証していただきたいと思います。

以上です。

それでは、次の議事に移りたいと思います。本年10月に発生した台風19号等による災害等への各府省の対応状況について取りまとめたとのことですので、総務省政策統括官室か

ら、御説明をお願いいたします。

**○上田総務省政策統括官付参事官** 総務省政策統括官室から報告いたします。お手元の資料8を御覧ください。

令和元年10月に発生しました台風19号においては、統計調査にも影響が出ております。

資料2つ目の丸、政策統括官室から各府省に対して、10月18日に基幹統計の報告義務の免責、これは政令措置ですが、それから承認手続の弾力的な運用、統計調査の結果の情報提供に当たっての留意事項などの通知を発出し、各府省にも注意を促しております。

また、政策統括官室では、令和元年10月10日から令和2年3月31日までの間に調査期間が設定されている統計調査について、何らかの措置が行われているものについて確認をしたところ、6つの基幹統計調査を含む31の統計調査について必要な措置を講じることとなり、その措置につきましては、資料の表にまとめております。

時間の関係上、基幹統計についてのみ、どのような措置がとられているか紹介いたします。

まず1ページ目の一番下の欄、総務省の全国消費実態調査の後継調査である「全国家計構造調査」です。この調査につきましては10都道府県のうち、被災した調査市町村において家計簿が配られない、又は年収貯蓄調査票のうちの一部の調査を行わない等の措置を行った、又は今後行う可能性がある、となっております。集計の時には何らかの措置を行うことが考えられている、ということです。

1ページおめぐりいただきまして、財務省「法人企業統計調査」と同「民間給与実態調査」につきましては、被災地域の一部法人については督促を行わないという措置をとっているということです。

4ページ目を御覧ください。上から2つ目に、農林水産省「農林業センサス」があります。これは、災害救助法の適用があった市町村において、実施時期を後ろ倒しする対応を検討しているということです。

一番下欄、経済産業省「生産動態統計調査」ですが、これは被災地域について調査の督促を行わないこととし、併せまして、被災地域のうち調査票が提出されていない場合は、日割り計算で欠測値補完のような措置をとったということです。

次のページの一番上欄、経済産業省「商業動態統計調査」でも、同じ措置がとられたということです。

基幹統計の対応は以上ですが、そのほか、一般統計調査の対応状況につきましては資料の表にまとめてございますので、後ほど御覧ください。

私からの報告は以上です。

**○北村委員長** ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明について、何か御質問、御意見ありますでしょうか。

どうぞ。

**○清原委員** 御説明ありがとうございます。ほんとうに台風19号は、全国各地に大きな被害をもたらしましたので、このような自然災害が発生した時に、統計調査をどのように実施するか、あるいは配慮するかは重要なポイントだと思います。

今、御説明いただきましたように、「督促をしない」、あるいは「一定の期間について、既に実施した調査のデータで推計をする」、という対応策をとられたということですが、統計的な調査の場合、どうしても経年評価、時系列評価ということが重要な意味を持ってくるわけですので、こうした場合、当該の時期に実施できなかったということについては、やはり一定の影響が、データ上は出るわけです。

そこで、この期間については、水害等により、データに、欠損という評価は良くないのかもしれませんが、不十分な点があるとか、そういうことをきちんと付記することなどにより、統計学的には課題が残るかもしれないのですが、そういう事態、状況があったという事実も、また重要な情報だとも思います。その辺りの、一方で統計調査実施上の配慮、それから他方で事実として、水害があったことについての説明の記述といいたいでしょうか、その両立が求められるかなと思っておりまして、このような対応を私は適切だと思っておりますが、統計の精度であるとか、その活用の中での留意点でありますとか、そういうことについては、どのように付記され、あるいは公表されていく見込みでしょうか。その点についても補足説明をしていただければありがたいと思います。

**○上田総務省政策統括官付参事官** 資料8の2番目の丸の最後に、「統計調査結果等の情報提供に当たっての留意事項」というものも、各府省にお示ししております。そのときに、統計表にはきちんと、そういった特別な措置が行われた場合には付記をして、利用者の方がそのような状況だというのが分かるように、お願いさせていただいています。

これまでも、非常に不幸なことでありますが幾つかの災害が発生し、実際に統計に同様の事態が起こっています。その中の、きちんと各府省も、そのような状態だということを付記いただいていますので、そのようなことは今回も間違いなく行われるようにということで、措置をさせていただいているところです。

**○清原委員** ありがとうございます。よろしくお願いします。

**○北村委員長** ほかにありますでしょうか。

もちろん、統計調査に大きなバイアスとか、そのようなことは、生じればどのような対応すればいいのかは統計委員会でも考えていく必要があると思いますが、府省として対応していただくという意味では、このような状況であるということは説明していただくことだと思います。

ほかにございますか。

それでは、取りまとめたいと思います。この度の台風等によって被災され、また現在も避難生活を余儀なくされている方々に、心からお見舞いを申し上げます。そして、お亡くなりになった方々に対しては、改めて哀悼の意を表させていただきたいと思っております。

統計委員会といたしましては、今後も被災地を含む我が国の置かれた状況をできるだけ的確に把握し、適切な政策を実施できるよう、調査の実施において、被災された地方自治体、地方公共団体の皆様と十分に連携・調整し、今回のような現実を踏まえた対応をする必要があると考えております。

また、今回のように、調査対象、調査方法等の特別の取扱いを行う場合には、その内容

や当該地域のデータの集計上の取扱い等を、公表時に併せて分かりやすく情報提供することや、公表時期を変更する場合には、事前にその旨を公表することが重要であると考えております。

各府省統計幹事の皆様におかれましては、このような点についても留意していただき、対応をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、本日用意しました議題は以上です。次回の統計委員会日程について、事務局から連絡をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 次回の委員会については調整中です。日時、場所につきましては、別途御連絡いたします。

○北村委員長 以上をもちまして、第144回統計委員会を終了いたします。ありがとうございました。